

学校評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）について

学校評価とは・・・

幼稚園において、幼児がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の保証と向上を図ることを目的に学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことです。学校評価とは、以下の3つの評価です。

- ・【自己評価】教職員が行う評価（義務）
- ・【学校関係者評価】保護者、地域住民などが自己評価の結果について評価（努力義務）
- ・【第三者評価】学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえ専門的視点から行う評価（法令上の規定なし）

※【自己評価】【学校関係者評価】は経常費の情報公開調整の対象

学校評価にあたって・・・

文部科学省が「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」を策定しております。ガイドライン等を参考に実施してください。

- ・[幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省）](#)

●経常費の情報公開調整の要件

自己評価：各園の教職員による評価結果を広く一般に公開する体制を整えていること

【評価のポイント】

- ・重点的に取り組むことが必要な学校評価の目標や計画
- ・その達成状況及び取組の適切さ等の評価結果の分析
- ・今後の改善方策

※ 取組み年度が明記されていること

※ P D C A（Plan（目標設定）、Do（取組）、Check（達成状況の評価）、Action（改善））の内容がわかるように記載すること。

学校関係者評価：保護者、地域住民等による評価結果を広く一般に公開する体制を整えていること

【評価のポイント】

- ・自己評価の結果の内容が適切かどうか
- ・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- ・重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目が適切かどうか
- ・学校運営の改善に向けた取組が適切かどうか

※ 取組み年度が明記されていること

※ 保護者アンケートの実施及び集計のみでは、学校関係者評価に該当しないので注意

幼稚園のホームページの閲覧しやすい箇所へ 令和 8 年 9 月 30 日（水）までに掲載し、年間を通じて掲載していること。

学校評価の経過・・・

幼稚園における学校評価については、平成 14 年 4 月に施行された幼稚園設置基準において、各幼稚園は、自己評価の実施とその結果の公表に努めるとともに、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされました。さらに、平成 19 年 6 月に学校教育法 42 条（幼稚園については、第 28 条により準用）、同年 10 月に学校教育法施行規則 66 条～第 68 条（幼稚園については、第 39 条により準用）の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられました。

学校教育法

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

学校教育法施行規則

第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。